

## 豊田市建設工事等取り分け方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市が発注する建設工事及び工事関係委託業務（以下「建設工事等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における取り分け方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、取り分け方式とは、競争入札の落札者の決定に当たり、事業者の過大受注による建設工事等の品質の低下防止及び受注機会の確保等を目的に、同一日又は同一時期（第4条第3号に該当する場合をいう。以下同じ。）に入札公告（指名競争入札の場合にあっては、指名通知をいう。以下同じ。）をする複数の建設工事等の入札において、あらかじめ定めた開札順序により、先の順序において落札者となった者のしたその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をいう。

(適用対象)

第3条 取り分け方式は、応札可能業者数が十分に確保される場合において、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り適用できるものとする。

(1) 当該案件が次に掲げる案件のいずれかに該当すること。

- ア 事業者の受注機会を確保する必要性がある案件
- イ 工期等短縮を目的とする分割発注案件
- ウ 建設工事等の品質の低下防止を目的とする分割発注案件

(2) 一般競争入札をする場合においては、入札参加資格要件（実績要件、地域要件等をいう。）及び工種又は業種（以下「同一工種等」という。）のいずれもが同一であること。

(3) 指名競争入札をする場合においては、工種又は業種（以下「同一工種等」という。）のいずれもが同一であること。

(4) 工期又は履行期間（以下「工期等」という。）の全部又は一部が重複すること。

2 特に品質確保を図る必要がある案件、緊急対応工事等の発注を目的とする案件等のやむを得ない事情があると認められる案件については、本条及び次条の規定にかかわらず、取り分け方式の対象とすることができる。

(留意事項)

第4条 取り分け方式を適用する場合は、建設工事等の規模及び難易度、年間発注件数、地域の業者数等を勘案し、次の各号に留意して行うものとする。

(1) 取り分け方式を適用する場合は、その旨をあらかじめ入札公告に明示すること。

(2) 開札順は、原則として、設計金額が高い順に設定すること。

(3) 取り分け方式を適用する場合は、原則として同一公告日とするが、公告日から開札までの期間の全部又は一部が重複する場合にも、取り分け方式の対象とすることができるものとする。

(4) 建設工事等及び応札可能業者数の状況等から、取り分け方式を適用しようとする複数

の案件の全て又は一部について競争性が確保できないおそれがあるときは、当該複数の案件の全てについて、取り抜け方式を適用しないこととする。

(計画的発注)

第5条 発注担当課は、取り抜け方式の目的に基づき、取り抜け方式が適する案件については可能な限り入札公告を同一日又は同一時期に行う等の計画的な発注に努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。